6　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）

⑴　労働組合は、開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができ、定めた場合には、本人の知り得る状態に置いておかなければならない。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

イ　開示等の求めの申出先

ロ　開示等の求めに際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

ハ　開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の場合はその法定代理人、又は開示等の求めをすることにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの確認の方法

ニ　保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

⑵　労働組合は、本人に対し、開示等の求めに対応するため、その対象となる保有個人データの特定に必要な事項の提示を求めることができる。なお、その際、本人が容易かつ的確に開示等の求めができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮した適切な措置を取らなければならない。

⑶　労働組合は、⑴及び⑵の規定により開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮し、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

7　手数料（法第30条関係）

労働組合は、保有個人データに関する利用目的の通知の求め又は開示の求めに応じる場合には、手数料を徴収することができる。その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならない。また、手数料の額を定めた場合には、その手数料の額を本人の知り得る状態に置かなければならない。

第９　苦情処理に関する義務（法第31条関係）

労働組合は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、労働組合は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。

なお、担当窓口名及び係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態に置かなければならない。

第10　個人情報保護に関する考え方や方針の明確化に関する事項

1　宣言の策定及び公表

労働組合は、労働組合の個人情報の保護に関する方針等に関する宣言を定め、公表することが望ましい。

2　宣言に定める事項

労働組合は、１の規定に基づく宣言に、次に掲げる事項を定めることが望ましい。

⑴　取得した個人情報を目的外に利用しないこと。

⑵　苦情処理に適切に取り組むこと。

第11　法違反若しくは法違反のおそれが発覚した場合又は個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の対応

労働組合は、その取り扱う個人情報（委託先が取り扱うものを含む。）について、法違反若しくは法違反のおそれが発覚した場合又は個人情報の漏えい等の事実を把握した場合には、次の措置を講ずることが望ましい。

1　事実調査及び原因の究明

事実関係を調査し、その原因の究明に当たる。

2　影響の及ぶ範囲の特定

１の規定により把握した事実による影響の及ぶ範囲を特定する。

3　再発防止対策の検討及び実施

１の規定により判明した原因を踏まえ、再発防止対策を検討し、速やかに実施する。

4　二次的な被害の発生等の防止

個人データの安全管理について法違反があった場合又は取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合には、二次的な被害及び類似事案の発生の防止等を図るため、事実関係、当該漏えい等に係る個人情報の内容等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、可能な限り事実関係、発生原因及び再発防止対策等について、遅滞なく公表することが望ましい。

5　主務大臣及び認定個人情報保護団体への報告

労働組合は、法違反若しくは法違反のおそれが発覚した場合又はその取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合には、事実関係、発生原因及び再発防止対策等について、直ちに厚生労働大臣に報告するものとする。また、認定個人情報保護団体に加入している場合は、当該認定個人情報保護団体に報告するものとする。

第12　他の個人情報保護に関するガイドライン等への留意

労働組合は、事業内容により、本ガイドラインによるほか、次に掲げるガイドラインその他の必要な措置に留意するものとする。

1　労働組合が使用者として事務職員等を使用する場合は、「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年厚生労働省告示第357号）

2　職業安定法（昭和22年法律第141号）第45条の許可を受けた労働組合が労働者供給事業を行う場合は、「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」（平成11年労働省告示第141号）のうち、第４（求職者等の個人情報の取扱い）に係る箇所

第13　ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

公　告

記　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２６３号

北海道旭川市永山８条11丁目４番20号
債務者　柴田　孝好

1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６１４号

神奈川県藤沢市善行坂１丁目５番８－206号
債務者　田中　　満

1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１５号

神奈川県藤沢市善行坂１丁目５番８－206号
債務者　田中　静子

1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部